2021/04/01 （書式21　譲渡)

#### **RIKEN BRC**

生 物 遺 伝 資 源 譲 渡 同 意 書

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「譲渡者」という。）と国立研究開発法人理化学研究所バイオリソース研究センター（以下「理研ＢＲＣ」という。）とは、次の事項に同意する。

1. 理研ＢＲＣは、ライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源（バイオリソース）の譲渡を受け、これを収集・維持・保存・増殖・品質管理ならびに研究者に対する提供を行っている。本同意書は、譲渡者が理研ＢＲＣにリソース

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「本件リソース」という。）を譲渡するにあたっての相互の合意事項を定めるものである。

２．　譲渡者は、本件リソースを無償で理研ＢＲＣに譲渡する。この譲渡においては、知的財産権の移転が含まれる。理研ＢＲＣは、前項記載の目的のため、本件リソースについて、維持、保存、増殖、品質管理・向上を行い、研究者に対し提供を行うことができる。

３．　譲渡者は、本件リソースの譲渡にあたって、本件リソースの由来、特性並びに品質に関する正確な情報（特許、名古屋議定書に関する同意等を含む）を添付する。理研ＢＲＣは、本件リソースに関する情報を必要に応じて更新し、データベース等を介して広く公開することができる。

４．　譲渡者は、本件リソースに関し、本同意書の条件に従って、（1）理研ＢＲＣに譲渡する権限を有すること、（2）理研ＢＲＣが利用を希望する者（以下「利用者」という。）に対し本件リソースの提供を行うことができること、（3）当該利用者が本件リソースを使って研究開発することについて、いずれも法律上あるいは契約上なんら禁止ないし制限がないことを確認し、保証する。

５．　本件リソースの由来は以下のとおりである。

　　 （該当する条項の□を■とする。）

□ 本件リソースは、譲渡者が開発したリソースである。

 □ 他者が開発したリソースで本件リソースの譲渡にあたっては開発者の許可を得ている。

□ 本件リソースは、譲渡者が購入したものであるが、譲渡をすることについて制限を受けていない。

□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

6．　理研ＢＲＣは、本件リソースを譲渡者が定める次の条件下で利用者へ提供する。

（該当する条項の□を■とする。）

　　以下の条件を付加する。（理研ＢＲＣは、付加された譲渡条件をカタログ及びホームページに提供条

　　件として掲載する。）

 □ 利用者は、研究成果の公表にあたって譲渡者の指定する文献を引用する。

　　　　　　　　　本件リソースに関する論文が未発表の場合は、「未発表」と記載し、譲渡者は論文発表後、その情報を理研 BRC に送付する。理研 BRC が譲渡者からの情報を受けて、初めて、引用指定論文として、本条件は付加されるものとする。

 [指定論文名]

□　 利用者は、研究成果の公表にあたって謝辞の表明を必要とする

□ 下記の条件を付加する。（記載例：譲渡者は、本件リソースの提供実績と利用者の利用成果等の情報を理研ＢＲＣが譲渡者へ報告することを要求できる。理研BRCはその情報を譲渡者へ送付する。但し、本譲渡においては、提供の事前承諾、利用者及び利用目的の制限、所有権等に関わる条件等は付加できない。）

 尚、譲渡者が定めた上記の条件は、必要に応じて適宜見直し、譲渡者と理研ＢＲＣの合意の上、変更することができる。

7．　譲渡者は、本件リソースの維持・保存・増殖段階でのやむを得ない事情による変質・滅失あるいは自然災害その他の不可抗力によるリソースの滅失・散逸などについて、理研ＢＲＣに対し責を問わない。

8．　本件リソースの譲渡にあたっての送料は、理研ＢＲＣが負担する。

9．　本件リソースの輸送段階の事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。

10．理研ＢＲＣは、リソース検討委員会、倫理委員会等の意見等を踏まえ、維持方針の変更が生じた場合は、事前に譲渡者に連絡のうえ、本件リソースの維持･保存・提供の中止、その他の処分をすることができる。

11．譲渡者は、本件リソースの譲渡にあたって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）等、必要に応じて該当する日本の法令及びガイドラインによって認められる範囲内で取り扱わなければならない。尚、当該関連法令等に基づく手続きが必要な場合には、譲渡者及び理研ＢＲＣは当該法令等に従ってその手続きをしなければならない。

12．本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

　　 以上により同意書２通を作成し、譲渡者、理研ＢＲＣそれぞれ１通を所持する。

西暦　　　　年　　月　　日

譲渡者

機関名・会社名：

所 在 地：〒

担当者： 印

研究責任者： 印

機関長： 印

理研ＢＲＣ

機　関　名：国立研究開発法人理化学研究所

　　　　　　 バイオリソース研究センター

所 在 地：〒305-0074

 茨城県つくば市高野台3-1-1

機　関　長：センター長

 城石　俊彦 印